

徳島市協働による SDGs 推進まちづくり活動支援事業 活動団体募集要項

1 はじめに

徳島市（以下、「本市」という。）は、多様な主体が行う SDGs を推進する非営利のまちづくり活動（以下、「SDGs 推進まちづくり活動」という。）を支援するため、株式会社ボードレス・ジャパンとの連携協定に基づく「徳島市協働による SDGs 推進まちづくり活動支援事業」を実施します。この要項では、SDGs 推進まちづくり活動を実施する団体（以下、「活動団体」という。）を募集するにあたり、次のとおり、必要な事項を定めます。

2 支援内容

(1) 本市が行うこと

- ・ 本市が支援するプロジェクトとして、公式 HP への掲載
- ・ クラウドファンディング（以下、「C F」という。）及び活動実施に係る広報支援

(2) 株式会社ボードレス・ジャパンが行うこと

- ・ C Fプラットフォーム「For Good」におけるプロジェクトページの掲載
- ・ 優遇措置（手数料の割引など）での、C Fの実施に係る伴走支援

3 対象団体・事業

(1) 次のいずれにも該当する法人又は団体を対象とします。

- ・ 応募書類に記載する事業に係る C F 及び活動を実施できる体制があること。
- ・ 過去 10 年以内に、非営利のまちづくり活動を実施した実績があること。
- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する者）又は暴力団員等（徳島市暴力団排除条例（令和元年条例第 25 号）第 2 条 3 号に規定する者）の関与が認められる法人又は団体でないこと。
- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする法人又は団体でないこと。
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする法人又は団体でないこと。
- ・ その他市長が不適切と認める法人又は団体でないこと。

(2) 次のいずれにも該当するものを対象事業とする。

- ・ C Fプラットフォーム「For Good」を活用し、寄附金を集めるもの。
 - ・ 集まった寄附金の多寡にかかわらず、一定の成果を達成できるもの。
 - ・ 非営利であり、徳島市民のためになるもの又は本市の地域課題を解決するもの。
 - ・ 特定の個人又は法人その他の団体の利益とすることを目的としているものでないこと。
- ※ 集まった寄附金は、SDGs 推進まちづくり活動の実施に必要な経費に充てるものとし、ただし、飲食費、交際費、その他社会通念上不適当と認められる経費に充てることはできません。

4 応募手続

(1) 応募書類は次のとおりです。

- ・ 申込書
- ・ 定款、規則等
- ・ 法人の役員名簿又は団体の構成員名簿
- ・ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）別表（第二条関係）に規定する特定非営利活動に係る活動報告書又はそれに類するもの
- ・ これまでの活動を紹介する新聞・雑誌の記事、パンフレット、写真等

(2) 持参、郵送又は電子メールにて、応募書類一式をご提出ください。

提出先

〒770-8571 徳島市幸町 2 丁目 5 番地 徳島市役所 市民協働課(徳島市役所 3 階)

メールアドレス simin_kyodou@city-tokushima.i-tokushima.jp

※ 持参の場合は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで受け付けます。郵送の場合は、必ず簡易書留郵便で発送してください。電子メールの場合は、電子メール全体の容量を 5 メガバイト程度に収めてください。容量過多の場合、電子メールが受信できないおそれがあります。容量が大きいファイルを送信いただく場合は、大容量送信サービス等をご利用ください。なお、電子メールの不達に起因する不利益については、本市は責任を負いません。

- (3) 応募は先着順で受付します。ただし、応募が多数に及ぶ場合は、一時的に受付を停止する場合があります。
- (4) 応募書類を作成するにあたって発生した経費は応募を行った法人又は団体の負担とします。
- (5) 実態把握のため、必要に応じて電話やメール等による照会を行う場合があります。
- (6) 募集要項の要件や連携先企業の定める基準を満たさない場合など、本制度を利用できない場合があります。

5 応募後の手続

- (1) 活動団体は、C F プラットフォーム「For Good」にてプロジェクトページを作成するものとします。プロジェクトページの作成には、通常 1 カ月程度を要します。
- (2) 活動団体は、C F の実施にあたり主体的に取り組むものとします。なお、C F 期間 2 カ月程度を目安とします。
- (3) SDGs 推進まちづくり活動の開始日及び終了日は任意とします。ただし、定期的に活動報告書を作成し、本市に提出するものとします。
- (4) 本市が計画する成果発表会等において、活動成果を発表するものとします。

【お問い合わせ先】

徳島市市民文化部市民協働課

〒770-8571 徳島県徳島市幸町 2 丁目 5 番地(徳島市役所 3 階)

TEL : 088-621-5510 FAX : 088-621-5511